

室蘭市行政改革プラン2022  
(令和4年度～令和8年度)

(素案) R3.11.26 現在

令和3年●●月

室 蘭 市

# 目 次

第1章 基本的な考え方		
1 計画の目的	.....	1
2 計画期間	.....	1
第2章 財政基盤の強化		
1 基本方針	.....	2
2 目標の設定	.....	3
3 取組項目	.....	4
（1）公共施設の適正化		
No.1 公共施設の適正化	.....	4
（2）自主財源の確保		
No.2 市有財産の活用等による歳入確保	.....	5
No.3 企業誘致や振興等による税源の涵養	.....	6
No.4 受益者負担の見直し	.....	7
（3）公営企業・第三セクターの経営基盤の強化		
No.5 公営企業の経営基盤の強化	.....	8
No.6 第三セクターの経営基盤の強化	.....	9
（4）その他財政基盤の強化		
No.7 ごみ処理・リサイクル事業の見直し	.....	10
第3章 効率的な行政運営		
1 基本方針	.....	12
2 職員数の見直し	.....	13
3 取組項目	.....	15
（1）デジタル技術の活用による市民サービス向上や業務効率化		
No.8 行政手続きのオンライン化	.....	15
No.9 情報システムの標準化・共通化	.....	16
No.10 テレワークの推進	.....	17
（2）その他業務改善等の推進		
No.11 庁内共通業務の集約化	.....	18
No.12 職員提案による業務改善等の推進	.....	19
（3）組織機構の見直し		
No.13 消防体制の見直し	.....	20
第4章 計画の推進体制	.....	21

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画の目的

#### (1) これまでの行政改革の取り組み

本市では、昭和56年の「第1次行財政健全化方策」以来、「行政改革プラン2016」まで、8次にわたる行政改革に取り組み、職員数の縮減、民間委託やICT利活用業務の拡大、組織機構の見直しなどを推進してきました。

平成29年3月に策定した「行政改革プラン2016（計画期間：H28～R3）」では、「行財政基盤の強化」、「市有財産のスリム化」、「行政サービスの利便性向上」、「事務事業の構造的見直し」の4つの視点に立ち、行政サービスのあり方の見直しのほか、仕事のやり方や仕組みの改革を進め、目標としていた「計画期間における累積収支不足額の解消」と「職員数の適正化」を達成できる見通しとなっています。

#### (2) 今後の課題

##### ①財政状況

令和3年6月に示した「財政の見通し」では、令和8年度（2026年度）までの中期的な見通しでは多額の収支不足は生じないものの、令和18年度（2036年度）までの長期的な傾向としては、市税や地方交付税等の一般財源収入が、今後15年間で約30億円減少するなど、収支不足の増加が見込まれています。

##### ②職員体制

人口あたり職員数については、これまでの取り組みにより、現状では類似団体の平均とほぼ同程度であり、道内他市の平均を下回る状況ですが、将来的な人口規模や財政規模に見合った縮減が引き続き必要になります。限られた職員数で、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、行政運営の効率化が課題となります。

#### (3) 本計画の目的

上記の課題を踏まえ、本計画は、「第6次室蘭市総合計画（R2.3策定）」を推進する個別計画のひとつとして、「財政基盤の強化」や「効率的な行政運営」につながる取り組みを通じて、持続可能な行政運営を実現することを目的としています。

### 2 計画期間

令和4年度～令和8年度の5年間  
(2022年度～2026年度)

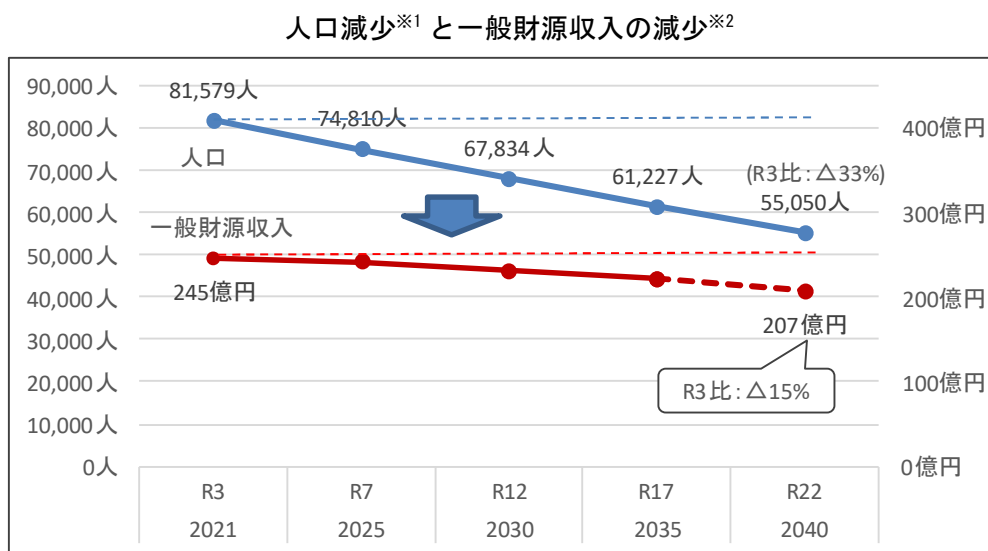
## 第2章 財政基盤の強化

### 1 基本方針

令和3年6月に示した「財政の見通し」では、これまでの行政改革の取組みや、企業の大型設備投資による固定資産税の増収等により、令和8年度（2026年度）までの中期的な見通しでは多額の収支不足は生じないものの、令和18年度（2036年度）までの長期的な傾向としては収支不足が増加すると見込んでいます。

特に市税や地方交付税等の使途が特定されない「一般財源収入」の減少は、本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、将来的な人口規模や財政規模を見据えた職員数の適正化や公共施設の適正化などにより、将来世代に過大な負担を残さないよう、長期的な視点で持続可能な財政基盤の確立を目指します。



※1…国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

※2…「財政の見通し（R4～R18）」を踏まえ、R19年度以降も毎年▲2億円ずつ減少するとした場合

## 2 目標の設定

## (1) 本計画期間内（～令和8年度／2026年度）

本計画に掲げる各取組項目のほか、毎年度の予算編成時における事務事業の見直しや有利な財源の活用等により「①単年度収支」の均衡を維持します。

## (2) 将来を見据えた長期的な目標（～令和22年度／2040年度）

一般財源収入の依存額が大きく、義務的経費として将来的な財政運営に及ぼす影響が大きい「②人件費」及び「③公債費」について、「財政の見通し」における一般財源収入の減少率（令和22年度（2040年度）まで毎年2億円ずつ減少とした場合に▲15%）を踏まえた目標を設定することで、将来を見据えた財政基盤の強化を着実に推進します。

財政基盤の強化に向けた目標

項目	現状 (R3 予算)	計画期間内 (～R8/2026 年度)	長期的な目標 (～R22/2040 年度)
①単年度収支	収支均衡	収支均衡を維持	
②人件費※1	38億円	「財政の見通し」における一般財源収入の減少率を踏まえ、2040年度までに②～③を▲15%縮減	32億円 (▲6億円)
③公債費※2	32億円		27億円 (▲5億円)

※1…一般会計における一般職の人件費（会計年度任用職員を除く。退職手当を除く）

※2…一般会計における公債費（臨時財政対策債を除く）＋西いぶり広域連合の公債費に係る本市負担金

**3 取組項目**

(1) 公共施設の適正化

NO	取組項目	所管課
1	公共施設の適正化	行政マネジメント推進課
主な取組内容		工程表
		R4 R5 R6 R7 R8
公共施設について、人口や財政規模を踏まえた保有総量の適正化を図る。		総管理計画改訂 計画に基づき、適正化を進める
目安とする指標	公共施設の運営管理経費※：令和22年度(2040年度)までに15%縮減(令和3年度予算比)	

※…一般会計における建築物等の運営管理経費に係る所要一般財源（市営住宅・学校・衛生施設・福祉施設・インフラ・企業会計施設等を除く）

**現状・課題**

本市では、下記の計画に基づき、今後の人口減少や財政規模の縮小を見据えた、公共施設の保有総量縮減や適正管理を進めています。

公共施設に関する主な計画

- 「室蘭市公共施設等総合管理計画」 H28.3 策定  
⇒公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に向けた基本的な方針や公共建築物の保有総量の縮減目標など
- 「室蘭市公共建築物適正化計画」 H29.3 策定  
⇒今後10年間における取組みや主要な公共建築物の整備スケジュールなど
- 「室蘭市公共建築物長寿命化計画」「室蘭市学校施設長寿命化計画」「室蘭市営住宅長寿命化計画」 R2.3 策定  
⇒公共建築物を目標使用年数まで長寿命化するために必要な改修計画など

**主な取組内容**

国の指針等を踏まえた「室蘭市公共施設等総合管理計画」の改訂を行い、計画に基づく適正化を進めるとともに、当面の課題として、老朽化により、この先20年間で目標使用年数を迎える以下の施設について、存廃を含めたあり方を検討します。

検討対象施設

- ①本庁舎、②学校給食センター、③市立室蘭看護専門学院、④文化センター、⑤武揚体育館、⑥中島スポーツセンター、⑦だんパラスキー場、⑧水族館

(2) 自主財源の確保

NO	取組項目	所管課
2	市有財産の活用等による歳入確保	管財課・総務課
主な取組内容		工程表
		R4 R5 R6 R7 R8
ネーミングライツ*や企業広告の募集、市有財産の貸付や売却などのほか、ふるさと納税の取組強化などにより歳入確保を図る。		新体育館 ネーミング ライツ導入
目安とする指標		①市有財産の売却収入:計画期間全体で累計5億円以上 ②その他市有財産収入:計画期間全体で累計1,500万円以上(R4年度以降新規実施分) ③ふるさと納税受入額:令和8年度までに年間1億円以上

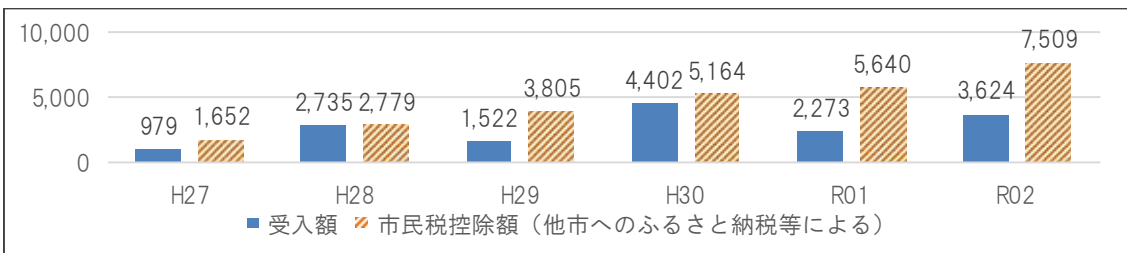
現状・課題

事務事業の廃止など、従来の「削減型」による行政改革のみでは、財政効果が得られにくくなっており、歳入確保の視点（稼ぐ視点）が必要となっています。

本市における歳入確保の取組例

取組み例	R2 年度実績	取組み例	R2 年度実績
広報むろらん広告掲載	162万円	文化センターにおけるネーミングライツ	99万円
市ホームページ広告掲載	146万円	広告付き AED	AED 4 台 無償提供
封筒広告掲載	82万円	広告付き番号案内表示システム	番号案内表示システム 無償提供+ 年間6万円
中島スポーツセンター広告掲載	43万円		

本市におけるふるさと納税受入額と市民税控除額の推移(単位:万円)



総務省ふるさと納税ポータルサイト掲載資料より

主な取組内容

ネーミングライツや企業広告の募集、市有財産の貸付や売却などのほか、ふるさと納税の取組強化などにより歳入確保を図ります。

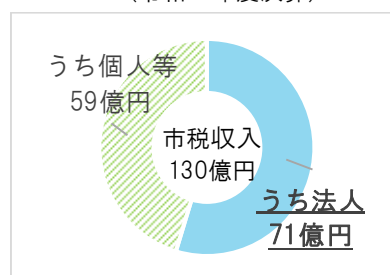
※ネーミングライツ：法人等と本市との契約により、市有施設等に「新名称」をつける権利等を付与する代わりに、その法人等からその対価として「ネーミングライツ料」を得る手法のこと

NO	取組項目	所管課				
3	企業誘致や振興等による税源の涵養*	各課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
各種産業振興施策による企業誘致や支援に取り組み、税源の涵養を図る。						

**現状・課題**

本市における市税収入約130億円のうち、約71億円が法人に対する課税となっています。企業の立地や振興は、市内経済の活性化や雇用の創出のほか、本市の財政運営にも大きな影響をもたらしています。

市税に占める法人の割合  
(令和2年度決算)



本市では、産業振興条例や中小企業振興条例等に基づく各種産業振興施策により、企業誘致や成長産業分野への参入を促進する取組みを行ってきました。近年では、脱炭素化の潮流を踏まえ、これまで先進的に取り組んできた水素事業の取組みをさらに加速させ、港湾都市である地の利を生かし、海外の再生可能エネルギー事業先進地と連携するなど、世界に目を向けた取組みを推進しています。

近年の企業進出等の例

<p><b>R元年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月島機械(株)室蘭工場開設</li> <li>・(株)ケイホク新工場開設</li> <li>・大岡技研(株)室蘭第2工場増設</li> <li>・精電舎電子工業(株)室蘭事務所設立準備室開設</li> <li>・(株)ビックボイス室蘭IoTラボ開設</li> </ul> <p><b>R2年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭バイオマス発電所商業運転開始</li> <li>・パナソニックITS(株)室蘭開発室開設</li> <li>・精電舎電子工業(株)室蘭事務所開設</li> </ul>
---

脱炭素化に向けた主な取組み

<p><b>R2年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長産業振興ビジョン策定</li> </ul> <p><b>R3年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室蘭脱炭素社会創造協議会設立</li> <li>・英国アバディーン市と水素エネルギー産業発展に向けた覚書締結</li> <li>・ゼロカーボンシティ宣言</li> </ul>
---

**主な取組内容**

各種産業振興施策による企業誘致や支援に取り組み、税源の涵養を図ります。

※税源の涵養：市税財源（源泉）を確保し又作り出していくこと。

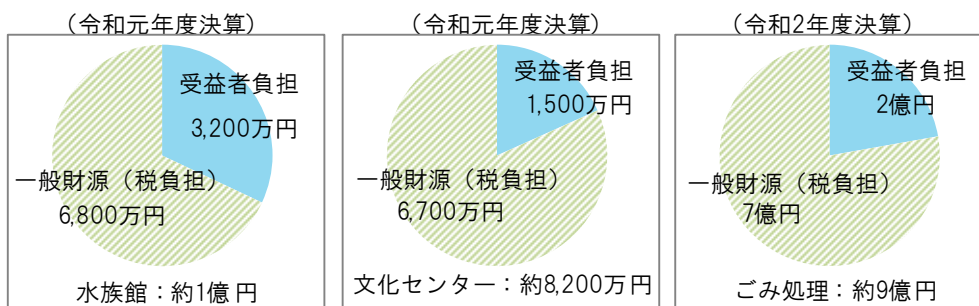


NO	取組項目	所管課				
4	受益者負担 <sup>※</sup> の見直し	財政課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
市が提供する各種行政サービスを今後も維持するため、使用料や手数料など各種受益者負担の見直しを行う。		コスト算定 条例改正	新料金 適用			

**現状・課題**

公共施設の管理運営やごみ処理など、市が提供する各種行政サービスに要する経費は、実際にサービスの利益を受ける人から徴収する使用料や手数料など（受益者負担）のほかに、市税や国からの地方交付税など使途が特定されない財源（一般財源）により賄われています。

受益者負担と一般財源の例



「財政の見通し」では、将来的な人口減少等により、今後15年間で一般財源収入が約30億円減少する（令和3年度（2021年度）：245億円⇒令和18年度（2036年度）：215億円）と見込んでおり、今後も必要とされる行政サービスを維持していくためには、経費の削減とともに、受益者負担の見直しが必要となります。

**主な取組内容**

市が提供する各種行政サービスを今後も維持するため、使用料や手数料など各種受益者負担について、コスト算定等に基づく見直しを行います。

※受益者負担：行政サービスの利益を受ける特定の人（受益者）から徴収する使用料や手数料のこと。  
 （例）公共施設の使用料、ごみ処理手数料、住民票の発行手数料など

(3) 公営企業・第三セクターの経営基盤の強化

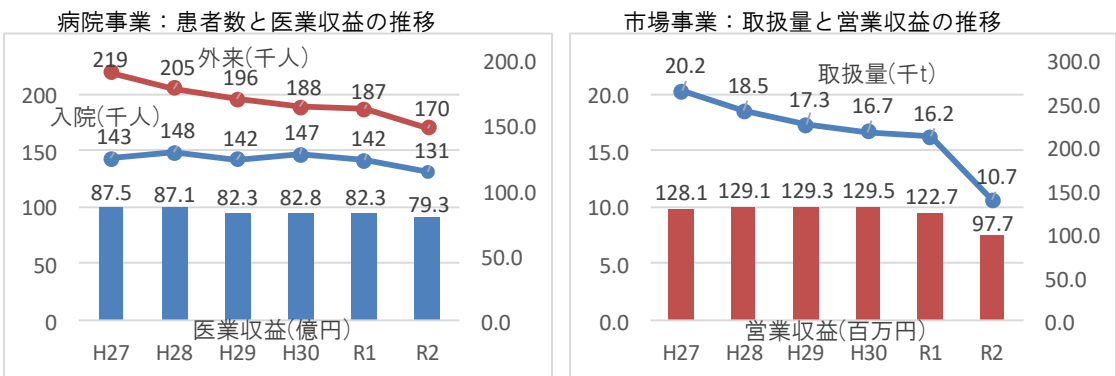
NO	取組項目	所管課				
5	公営企業*の経営基盤の強化	各公営企業				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
各公営企業において策定した「経営戦略」等に基づき、公営企業の経営基盤の強化を図る。		経営戦略に基づき、経営基盤を強化する				
目安とする指標	各経営戦略に基づく収支均衡					

現状・課題

本市では、現在6つの公営企業を設置していますが、一部の公営企業では、人口減少等に伴う事業収益の減少や施設等の老朽化に伴う更新費用の増大など、経営上の課題を抱えています。

公営企業が抱える課題の例

- ・病院事業…常勤医師の減少や人口減少等に伴う患者数の減少など
- ・公設地方卸売市場事業…人口減少等に伴う取扱量の減少、新市場建設による企業債償還額（減価償却費）の増加など
- ・港湾整備事業…港湾施設の老朽化、ガントリークレーン整備による企業債償還額（減価償却費）の増加、臨港地区に保有する未売却土地など



主な取組内容

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、各公営企業において策定した「経営戦略」等に基づき、経営基盤の強化を図ります。

各公営企業における経営戦略

『室蘭市水道ビジョン（R元～R10）』、『室蘭市下水道ビジョン（R2～R11）』、『室蘭市港湾整備事業会計経営戦略（R3～R12）』（病院事業、市場事業はR3年度中に策定予定）

※公営企業（地方公営企業）：地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し経営する企業のこと。公営企業の経営に要する経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てる「独立採算制」が原則であるが、経費の一部については繰入金として一般会計が負担している。

NO	取組項目	所管課													
6	第三セクター※の経営基盤の強化	行政マネジメント推進課													
	主な取組内容	工程表													
		R4 R5 R6 R7 R8													
	「第三セクター経営改革プラン」に基づく経営統合等により、第三セクターの経営基盤の強化を図る。	<table border="1"> <tr> <td>だんパラ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スキー場</td> <td colspan="5" rowspan="2">他出資者との協議・経営統合等</td> </tr> <tr> <td>存廃判断</td> </tr> </table>	だんパラ						スキー場	他出資者との協議・経営統合等					存廃判断
だんパラ															
スキー場	他出資者との協議・経営統合等														
存廃判断															

**現状・課題**

本市では、平成23年3月に「第三セクター経営改革プラン」を策定し、次の5法人について、経営統合による経営基盤の強化を図ることとしています。

**経営統合①**

法人名	主な事業内容
室蘭リゾート開発(株)	スキー場・公園施設・宿泊研修施設の運営管理、食堂経営（ロッジ、市立病院レストラン）
(株)エンルムマリーナ室蘭	プレジャーボートの保管業務、建物の賃貸業務、損害保険代理業務、室蘭港エンルムマリーナ指定管理運営に関する業務及び管理艇の運転業務の受託、海技免許取得のための技術講習会等の受託
(株)室蘭振興公社	土地売却、土地賃貸業務、室蘭総合卸センター店舗賃貸業務、入江ゴルフ練習場経営、室蘭市受託業務（市役所本庁舎の維持管理業務、市営住宅等管理業務）、駐車場経営（入江町、東町、幸町）

**経営統合②**

法人名	主な事業内容
室蘭市場サービス(株)	倉庫業、冷凍・冷蔵保管業務、氷の製造販売業務、精算業務、室蘭市公設地方卸売市場指定管理運営に関する業務の受託、前各号に付帯関連する一切の業務
(株)室蘭低温流通センター	冷蔵倉庫賃貸業務

**主な取組内容**

経営統合①については、「室蘭リゾート開発(株)」の主要な事業のひとつである”だんパラスキー場”の存廃検討を踏まえて、経営統合等を検討します。

また、経営統合②については、新市場への移転に伴い、現在「(株)室蘭低温流通センター」が担う冷蔵倉庫賃貸業務が廃止となる予定であるため、2法人による経営統合は行わず、「室蘭市場サービス(株)」については、引き続き単独による経営基盤の強化を進めます。

上記第三セクターのほか、本市港湾整備事業の経営基盤の強化に関連して、「室蘭開発(株)」の収益性の向上が課題となっており、今年度策定する「経営計画」に基づき、経営基盤の強化を進めます。

※第三セクター：市が25%以上出資している法人のこと。本市が出資している第三セクターは全部で9法人ある。

## 第2章 財政基盤の強化

### (4) その他財政基盤の強化

NO	取組項目	所管課				
7	ごみ処理・リサイクル事業の見直し	環境課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
持続可能なごみ処理・リサイクル事業の構築を図る。		収集地区再編 プラスチック製容器包装分別収集廃止 ごみ処理手数料改定				

#### 現状・課題

本市では、ごみ処理費用の増加や収集作業の負担増加などの課題を踏まえ、令和元年度に「室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会」を設置し、持続可能なごみ処理・リサイクル事業の構築に向けた様々な検討を進めています。

#### ごみ処理・リサイクル事業の見直し

年度		R2	R3	R4以降～
ごみの減量推進				
周知啓発	○LINE自動分別案内	運用準備	運用	
	○出前講座	実施		
生ごみ	○生ごみ処理機助成		制度準備	制度運用(予定)
	○食品ロス削減対策	連絡会議等準備	食ロス計画策定	食品ロス削減対策
古紙類	○資源回収団体増加	回収団体募集等	町会等と協議	不在地域解消(予定)
	○事業系古紙類対策	事業者アンケート	調査・対策検討	対策実施(予定)
小型家電		回収拠点増・広域事業者と協定	広域事業者の周知	
事業系ごみ		事業者アンケート・分析	調査・減量策検討	減量策実施(予定)
既存事務事業の見直し				
収集地区再編	○収集量の平準化	検討	平準化準備	平準化実施
	○収集業務の効率化	IT活用等の検討	効率化の試行	効率化の実施
収集頻度の見直し	○祝日収集の見直し	試行導入	一部導入(収集事業者と協議)	
	○危険ごみ区分新設	新設準備	区分新設・収集	
ごみステーションの集約	○新設の抑制	要綱制定	新設の抑制	
	○既設の集約		集約方針検討	集約の取り組み
	○弱者対策		調査・要否検討	制度設計
プラスチック製容器包装分別収集の廃止		方向性検討	条例改正・周知	収集廃止
手数料の改定		方向性検討等	住民説明・条例改正	新手数料

第7回 室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会 (R3.2.22) 資料を一部加工

#### 主な取組内容

検討委員会で示された各種取組みを着実に進めることで、持続可能なごみ処理・リサイクル事業の構築を図ります。

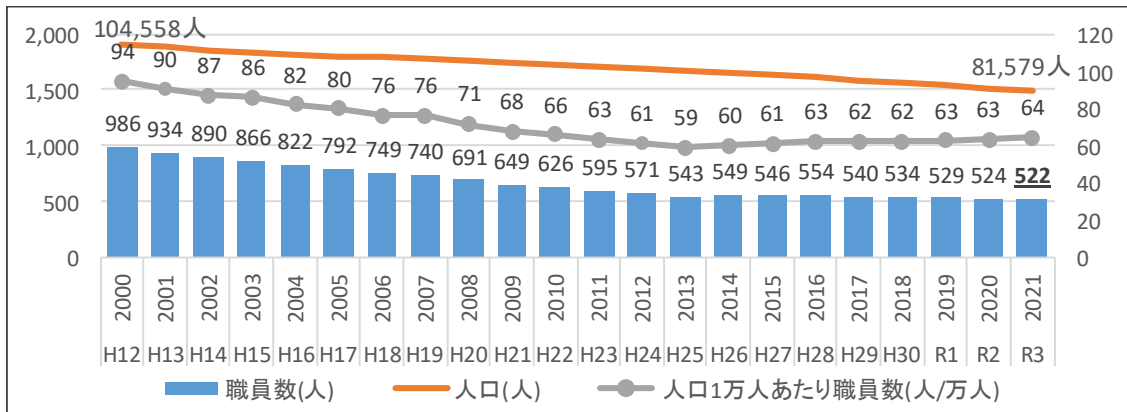
(ページ調整白紙)

## 第3章 効率的な行政運営

### 1 基本方針

本市では、これまでの行政改革において、大幅な職員数の縮減に取り組んできました。その結果、人口1万人あたり職員数は類似団体※の平均とほぼ同程度であり、道内他市の平均を大きく下回る状況となっています。

普通会計職員数の推移



類似団体及び道内他市との比較（単位：人）

部門	室蘭市 R3.4.1	類似団体(単純値)		類似団体(修正値※3)		道内34市(修正値※3)	
		職員数※1	超過数	職員数※1	超過数	職員数※2	超過数
①一般行政	353	406	△53	369	△16	459	△106
②教育	34	72	△38	62	△28	86	△52
③消防	135	39	96	101	34	125	10
普通会計 合計※4	<u>522</u>	517	5	533	△11	670	△148
参考:人口1万人あたり	63.99	63.42		65.32		82.14	

- ・※1…類似団体の1万人あたり職員数平均(R2.4)に、本市人口(R3.1.1時点81,579人)を乗じて算出
- ・※2…道内34市(札幌市除く)の1万人あたり職員数平均(R2.4)に、本市人口を乗じて算出
- ・※3…消防本部の有無など部門別の職員配置を考慮した平均値(修正値)
- ・※4…四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

現状では職員数の適正化が図られていますが、今後も人口減少が見込まれることから、引き続き、人口規模や財政規模に見合った職員数の縮減が必要となります。

限られた職員数で、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するために、デジタル技術を活用した業務の効率化により、本来、市職員が担うべき分野への人的資源を集中させるなど、効率的な行政運営につながる取組みを推進します。

※類似団体：人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）が類似する団体のこと。現在、本市が属する類型区分はⅡ-3（人口5～10万人、Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上）

**2 職員数の見通し**

(1) 本計画期間内（～令和8年度／2026年度）

当面は退職者数が少ない一方で、在職職員の年齢構成を平準化するためには、毎年一定程度の新規採用が望ましいことから、本計画期間内においては、概ね現状の職員数を維持します。

(2) 将来を見据えた長期的な見通し（～令和22年度／2040年度）

「①一般行政職員」及び「②教育職員」については、人口規模に応じた類似団体の状況や、本市における将来的な財政規模の縮小を踏まえて、「令和22年度（2040年度）までに330人～350人程度」となる想定のもと、将来を見据えた業務の効率化や計画的な職員採用を進めていきます。

また、「③消防職員」については、将来的な人口規模や退職動向等を踏まえた消防体制のあり方について、令和4年度に「消防体制基本計画」を策定する中で、将来的な消防職員数の検討を行います。

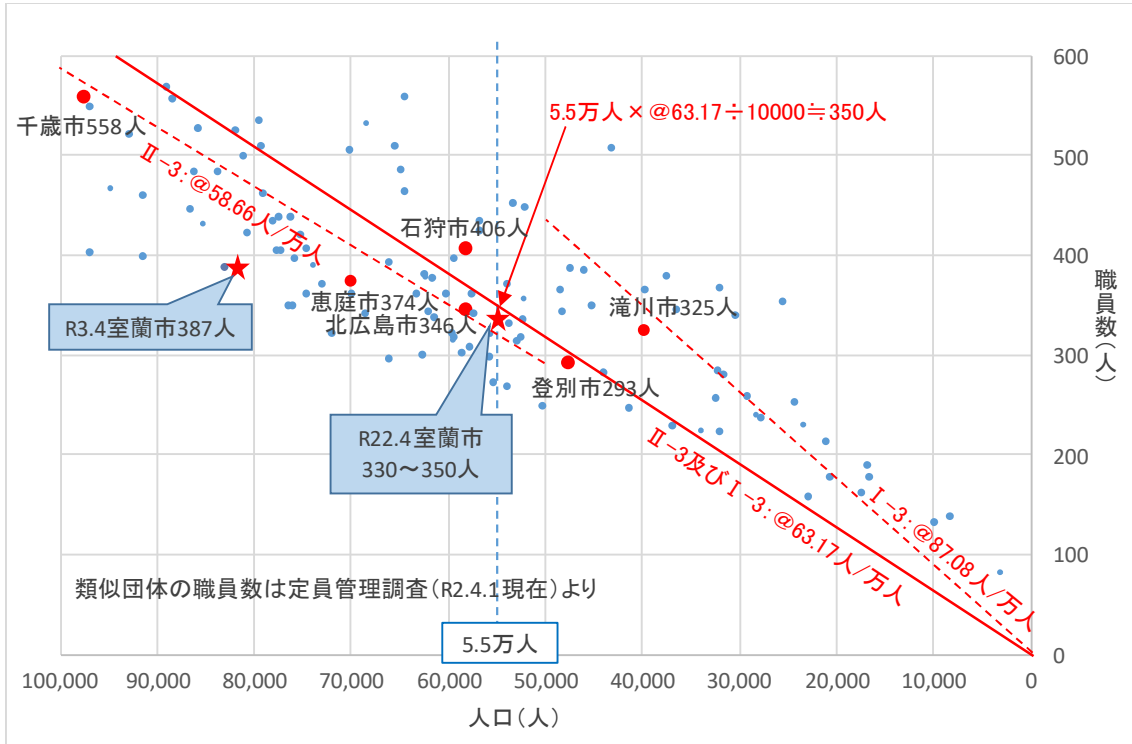
職員数の見通し

部門	現状 (R3.4.1)		計画期間内 (～R8/2026年度)	長期的な見通し (～R22/2040年度)
①一般行政	353人	387人	概ね現状維持	330人 <sup>※1</sup> } 350人 <sup>※2</sup>
②教育	34人		人口規模や財政規模の縮小を踏まえ、2040年までに▲10%～▲15%縮減	
③消防	135人		概ね現状維持	「消防体制基本計画」の策定と併せて検討
普通会計 合計	522人			

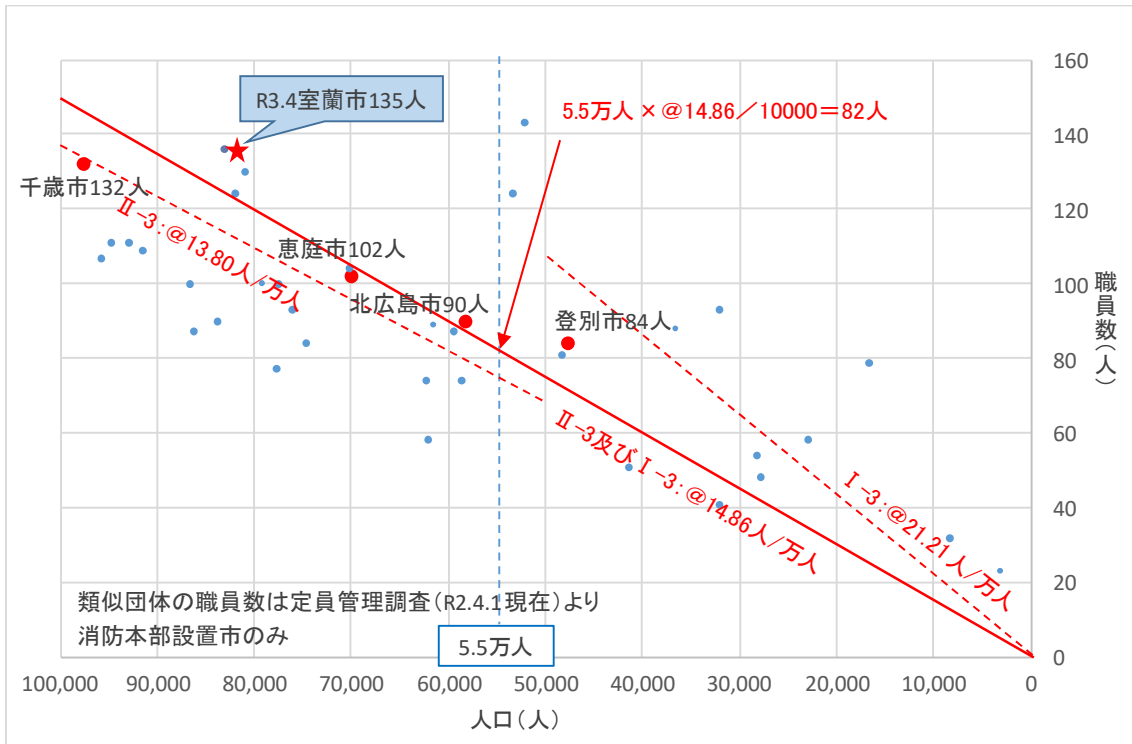
※1…「財政の見通し」における一般財源収入の減少率▲15%を踏まえ、387人×85%≒330人

※2…類似団体Ⅱ-3及びⅠ-3における人口1万人あたり職員数の平均（一般行政職員及び教育職員）を踏まえ、5.5万人×63.17人/万人÷10,000≒350人

類似団体（Ⅱ-3及びⅠ-3）との比較 【①一般行政職員及び②教育職員】



類似団体（Ⅱ-3及びⅠ-3）との比較 【③消防職員】





3 取組項目

(1) デジタル技術の活用による市民サービス向上や業務効率化

NO	取組項目	所管課				
8	行政手続きのオンライン化	行政マネジメント推進課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
行政手続きのオンライン化を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図る。		ネットワーク整備など				
目安とする指標	オンライン化する手続き数(マイナポータル) : 計画期間全体で27手続き以上					

現状・課題

令和元年に施行された「デジタル手続法<sup>\*</sup>」では、市民の利便性向上や業務効率化に向けた行政手続きのオンライン化が求められています。また、国の計画では、子育てや介護など「特に国民の利便性向上に資する手続き」について、令和4年度末を目指して、原則、全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすると言われています。

特に国民の利便性向上に資する手続き（市区町村対象 27 手続き）

○子育て関係（15 手続き）	○介護関係（11 手続き）
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	要介護・要支援認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	要介護・要支援更新認定の申請
氏名変更/住所変更等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
受給事由消滅の届出	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
未支払の児童手当等の請求	介護保険負担割合証の再交付申請
児童手当に係る寄附の申出	被保険者証の再交付申請
児童手当に係る寄附変更等の申出	高額介護（予防）サービス費の支給申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	介護保険負担限度額認定申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
支給認定の申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
保育施設等の利用申込	○被災者支援関係（1 手続き）
保育施設等の現況届	罹災証明書の発行申請
児童扶養手当の現況届の事前送信	
妊娠の届出	

主な取組内容

行政手続きのオンライン化を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。また、行政手続きのオンライン化にあたっては、業務フロー等の見直しに併せて取り組めます。

<sup>\*</sup>デジタル手続法：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

NO	取組項目	所管課				
9	情報システムの標準化・共通化	ICT推進課				
主な取組内容	工程表					
	R4	R5	R6	R7	R8	
国の標準準拠システムへ移行することで、システム管理に係る業務負担の軽減を図る。	移行準備			標準準拠システムへの移行		
目安とする指標	標準準拠システムへの移行業務数: 令和7年度までに17業務(標準化対象)					

### 現状・課題

地方公共団体の情報システムは、利便性等の観点から各団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応や負担が生じる」、「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題を抱えています。

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、地方公共団体は、国が作成した標準仕様に基づくシステム（標準準拠システム）を利用することとされています。また、国の計画では、令和7年度までを目標に、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステムについて、標準準拠システムへの移行を目指すとしてい

#### 標準化の対象となる17業務

- ①児童手当、②住民基本台帳、③選挙人名簿管理、④固定資産税、⑤個人住民税、⑥法人住民税、⑦軽自動車税、⑧就学、⑨国民健康保険、⑩国民年金、⑪障害者福祉、⑫後期高齢者医療、⑬介護保険、⑭生活保護、⑮健康管理、⑯児童扶養手当、⑰子ども・子育て支援

### 主な取組内容

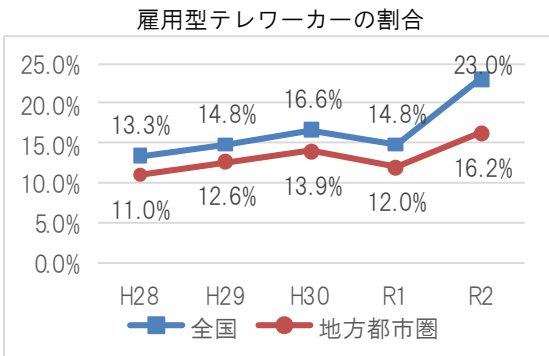
国の標準準拠システムへ移行することで、システム管理に係る業務負担の軽減を図ります。また、標準準拠システムへの移行にあたっては、業務フロー等の見直しに併せて取り組みます。

NO	取組項目	所管課				
10	テレワークの推進	職員課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
災害時における行政機能の維持や業務継続性の確保のほか、働き方改革の観点からテレワークを推進する。						
目安とする指標	テレワーク実施率: 令和8年度までに30%以上 $\left( \begin{array}{l} \text{テレワーク実施率} = \text{テレワーク実施者}^{*1} / \text{全職員}^{*2} \\ *1 \dots \text{推進月間(10~11月など)において、テレワークを1回以上実施した職員} \\ *2 \dots \text{一般職員・会計年度任用職員(病院・消防を除く)} \end{array} \right)$					

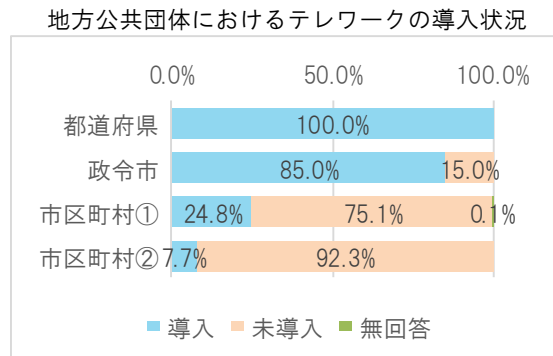
**現状・課題**

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本市においても、時差出勤やテレワークなどの取組みを進めてきました。

今後も、感染症や自然災害などによる非常時への対応のほか、将来的な労働力不足における人材確保の観点からも、テレワークをはじめとした多様な働き方の推進が必要となります。



国交省「令和2年度テレワーク人口実態調査」より



総務省「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進に関する実態調査(令和2年度)」より  
 〔 市区町村①：一般行政職員が101人以上 〕  
 〔 市区町村②：一般行政職員が100人以下 〕

**主な取組内容**

災害時における行政機能の維持や業務継続性の確保のほか、働き方改革の観点からテレワークを推進します。

テレワークの推進に向けて、推進月間の制定による庁内への浸透や、業務の見直しによるテレワーク可能な業務範囲の拡大などに取り組みます。

(2) その他業務改善等の推進

NO	取組項目	所管課				
11	庁内共通業務の集約化	各課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
庁内各課に共通する業務を集約化し、業務の効率化や専門知識の維持・向上を図る。		インフラ管理業務の集約化など				

現状・課題

本市では、これまでも、庁内各課でそれぞれ対応していた共通業務を集約化することで、業務の効率化を進めてきました。

庁内共通業務の集約化の例

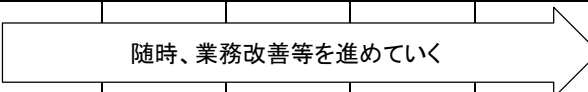
○旅費計算業務	⇒H18～職員課へ集約化
○債権徴収業務（一部）	⇒H26～納税課（当時）へ集約化
○光熱水費支払い業務	⇒R2～行政マネジメント推進課へ集約化（R3～財政課）
○公共施設（直営施設）の修繕業務	⇒R2～建築管理課へ集約化

主な取組内容

今後も庁内各課に共通する業務の集約化を進めることで、業務の効率化を図るほか、事務処理ミスの低減や、人事異動の際の業務引継ぎに係る負担軽減、専門知識の維持・向上を図ります。

今後の集約化（案）

○インフラ管理業務の集約化
・令和3年4月現在、本市には、都市建設部や港湾部、水道部など、土木系の技術職員が54名在職しており、土木工事の発注業務や各種計画の策定業務などに従事しています。
・将来的に、技術職員の確保が難しくなることが予想される中で、土木系の若手職員を育成し専門的技術を継承していくために、土木工事の発注業務の集約化など、業務体制の見直しを行います。
○契約業務などの集約化
・複合機（コピー機）のリース契約や行政財産目的外使用に関する業務などを集約化します。

NO	取組項目	所管課				
12	職員提案による業務改善等の推進	行政マネジメント推進課				
主な取組内容		工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
職員からの業務改善等に関する提案について、庁内横断的に検討を進め、市民サービスの向上や業務の効率化を図る。						
目安とする指標	業務改善数:計画期間全体で10業務以上					

**現状・課題**

将来的な職員数の縮減が見込まれる中で、限られた職員数により、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、市民目線に立った行政サービスの見直しのほか、業務の効率化や働き方改革など、業務の改善や改革が求められます。

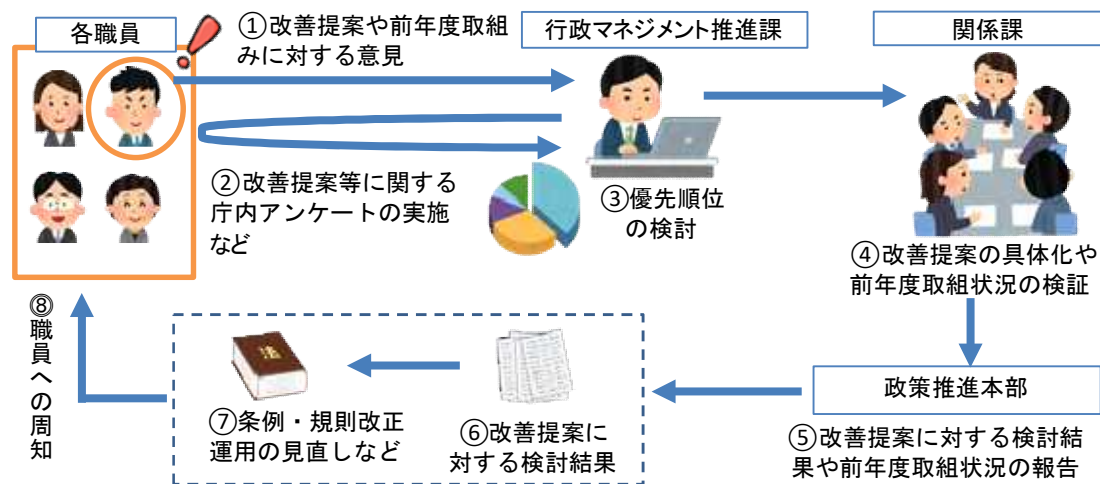
これらの業務改善等を進めるためには、職員一人ひとりが抱える問題意識やアイデアを職員間で共有し、庁内横断的に検討を進める必要があります。特に、若手職員の提案を積極的に取り入れることは、エンゲージメント<sup>※</sup>の向上や、組織の活性化にもつながります。

これまでも、行政改革プランの策定時などにおいて、職員からの提案を募集する取組みなどが行われていますが、業務改善等を着実に推進するためには、一過性ではなく毎年度の継続的な取組みとする必要があります。

**主な取組内容**

職員からの業務改善等に関する提案について、関係課による庁内横断的な検討を進め、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

業務改善等のサイクル（案）



※エンゲージメント：組織に対する思い入れや愛着心、職員と組織の双方向の関係性・結びつきの深まりなど。

(3) 組織機構の見直し

NO	取組項目	所管課				
13	消防体制の見直し	消防本部				
	主な取組内容	工程表				
		R4	R5	R6	R7	R8
	人口規模等を踏まえた消防体制のあり方について検討を行う。	消防体制基本計画策定	計画に基づく見直しを進める			

現状・課題

将来的な職員数の縮減が見込まれる中で、消防職員については、署所の統合など消防体制の見直しが前提となることから、長期的な視点で、将来を見据えた消防体制のあり方を検討しておく必要があります。

消防機関の配置状況 (R3. 4. 1 現在)

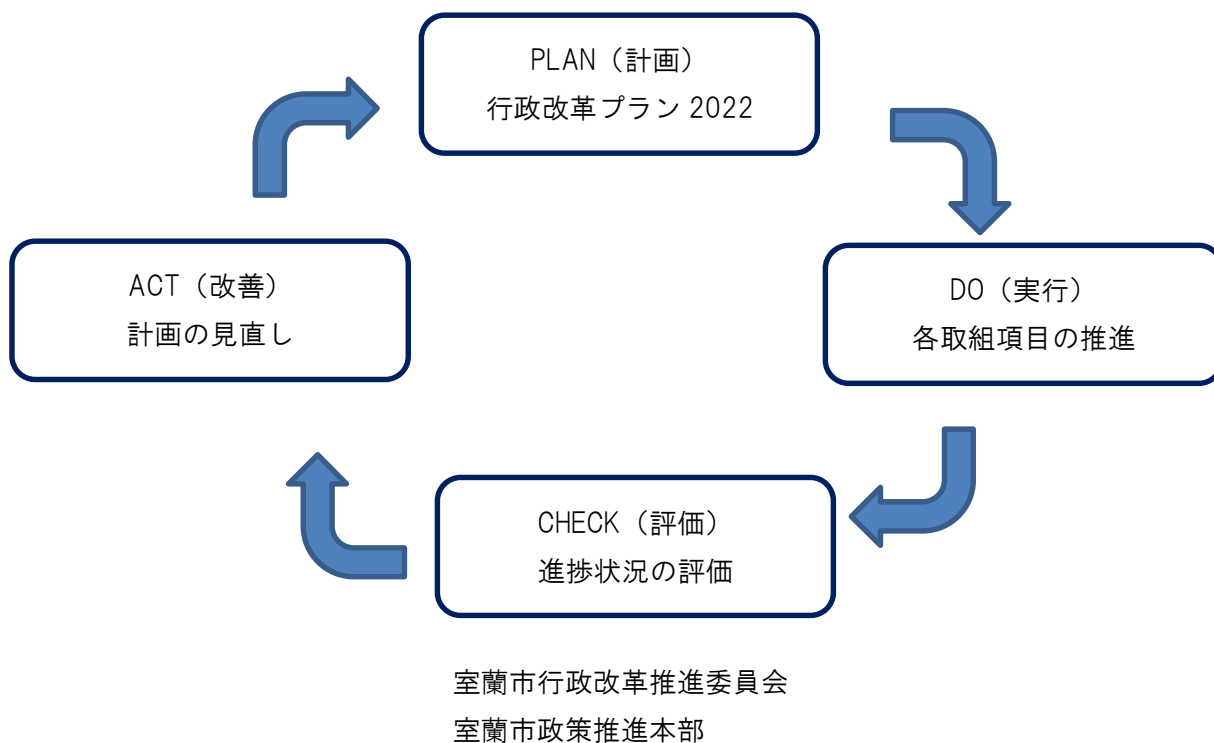


主な取組内容

将来的な人口規模や退職動向等を踏まえた消防体制のあり方を検討します。

## 第4章 計画の推進体制

「室蘭市行政改革推進委員会<sup>※1</sup>」や「室蘭市政策推進本部<sup>※2</sup>」において、各年度における取組みの進捗状況进行评估することで、計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



※1 室蘭市行政改革推進委員会：本市の行政改革の推進に関する調査及び審議するため、学識経験者や町会・自治会等の代表者などによって組織される委員会

※2 室蘭市政策推進本部：市長公約の推進や、多分野にまたがる政策課題の調整を図るなど、安心して希望の持てるまちづくりを目指すために設置されている、市長を本部長とする庁内の意思決定機関

## 室蘭市行政改革プラン2022

発行日 令和●年●●月

発行者 室蘭市総務部行政マネジメント推進課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話 0143-50-6210 ファックス 0143-24-7601

メールアドレス [gyousei-mgt@city.muroran.lg.jp](mailto:gyousei-mgt@city.muroran.lg.jp)